

## 議案第 2 号

### 規則第 8 号 公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則の一部改正について

#### 1 改正趣旨

2021 年 10 月 23 日開催の第 3 回理事会において、倫理委員会平田淳委員長より、今後も苦情案件が複数発生することを想定し、構成委員数の増加の要望があり、改正を行うものである。尚、構成委員数の増加の理由は下記の通りである。

(1) 本会正会員に対する倫理綱領に関する規則第 11 条に基づき、苦情申立てに対する調査開始を決定した場合、同 12 条に基づく調査委員を 3 名委嘱する必要がある。倫理委員会は 5 名の委員で構成されており、調査案件が複数発生した場合、調査委員も重複して任命する状況である。外部委員については重複が避けられない状況にある。

(2) 複数事案に対して同時並行的に対応することができず、調査や処分案作成までに時間を要するだけでなく、被申立人やその関係者の視点から見ても、特定の調査委員編成に偏ることは好ましくないのではないかという疑義も招来しかねず、少なくとも委員の重複なしに 2 組編成できる人数構成が望ましい。

(3) 同 12 条第 1 項には「調査委員の委嘱については、正会員に協力を求めることが出来る。」ともあるが、公平性の担保、また個人情報保護の観点から、必ずしも当該地区支部内の正会員から協力を得た方がよいとは一概には言えず、またその人選の根拠も明記されたものがないことから、倫理委員の中から調査委員を 3 名委嘱せざるを得ない状況にある。

(4) 5 名の倫理委員のうち、非会員 2 名の任期交代が同時であるため、継続中の苦情案件の引継ぎにも支障が生じかねない。

#### 2 改正内容

本会倫理委員会の設置及び運営に関する規則（規則第 8 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

(1) 会員 4 名

(2) 会員以外 3 名

### 3 その他

(1) 規則の改正は、第12条の規定により、理事会の審議を経て、総会の承認を得なければならない。

(2) 委員については、第3条の規定により、理事会において指名し、総会の承認を得なければならない。

(3) 倫理委員会委員の選考に関しては、規程第30条 倫理委員会委員選考に関する規程に則り、倫理委員会委員の選考委員会を置く必要がある。

(4) 今後の流れ案

規程第30号に則って正会員1名選考する。

倫理委員の選考に関する委員会設置。(理事会で指名された理事3名、事務局員1名)

正会員による倫理委員候補者の推薦(1カ月間)

2022年5月第1回理事会にて倫理委員候補者の理事会提案及び決定。

2022年6月25日定時総会にて上程し承認。

以上

公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則の  
一部改正 新旧対照表

○改正した条文のみ記載。下線を付した部分は箇所を示す。

改正後	現行
<p>公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則 規則第8号 2013年4月1日制定 <u>2022年3月12日一部改正</u></p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(組織) 第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 会員 <u>4</u>名 (2) 会員以外 <u>3</u>名</p> <p>第2項～第5項 略</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。 <u>附 則</u> <u>この規則は、2022年3月12日から施行する。</u></p>	<p>公益社団法人北海道社会福祉士会倫理委員会の設置及び運営に関する規則 規則第8号 2013年4月1日制定</p> <p>第1条～第2条 略</p> <p>(組織) 第3条 本委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。 (1) 会員 3名 (2) 会員以外 2名</p> <p>第2項～第5項 略</p> <p>第4条～第12条 略</p> <p>附 則 1 本規則は、本会設立の日から施行する。</p>